

## オープンカウンター方式の実施について

本市では、契約手続における公平性・透明性の向上及び事業者の見積参加機会の拡大を図るため、物品の買入れ及び印刷製本に係る製造の請負（以下「物品の買入れ等」という。）について、平成28年6月からオープンカウンター方式（自由参加型競争見積）を実施します。

### ○ オープンカウンター方式について

オープンカウンター方式とは、物品の買入れ等に係る随意契約において、見積徴収の相手方を特定せず、案件を公開し、一定の資格を有する契約希望者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式をいいます。

### ○ 対象となる契約について

契約課が行う物品の買入れ等で、1件の案件に係る予定価格が10万円以上80万円以下（印刷製本に係る製造の請負については130万円以下）のものを対象とします。

### ○ オープンカウンター方式の参加資格について

オープンカウンター方式の試行における基本的な参加資格要件は次のとおりです。

- 高知市物件等競争入札参加資格者名簿に登録している者
- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者
- 案件公開から見積書提出期限までの間において、本市から指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない者
- 代表者又は役員等が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第4条各号のいずれにも該当しない者
- 上の他、対象案件ごとに参加資格要件（地域要件等）を設定している場合は、当該参加資格を有している者

#### 【地域要件】

物件等競争入札参加資格者名簿に登録している事業所の所在地により設定する参加資格要件。

区分は次のとおりです。

市内業者・・・高知市内に本社又は本店を有する有資格者

準市内業者・・・高知市内に委任を受けた支社、支店又は営業所等を有する有資格者

県内業者・・・本社若しくは本店又は委任を受けた支社、支店若しくは営業所等を高知県内に有する有資格者で、市内業者又は準市内業者でないもの

県外業者・・・本社若しくは本店又は委任を受けた支社、支店若しくは営業所等を高知県外に有する有資格者

### ○ 案件情報の公開について

- ・ 対象案件に係る仕様書等は、原則として、毎週月曜日と水曜日に契約課執務室での掲示及び契約課インターネットホームページへの掲載により公開します。ただし、その日が「高知市の休日定める条例」（平成元年条例第21号）第1条に規定する市の休日に当たる場合は、翌営業日に公開します。
- ・ 見本がある場合は、その旨を仕様書に記載します。見本は契約課（案件によっては調達依頼課）においてご確認ください。

## ○ 質疑について

質疑がある場合は、指定の質疑書を質疑書提出期限までに調達依頼課に提出してください。

### 【提出方法】

FAX又は持参 **※電話では受け付けできません。**

### 【回答方法】

回答は、質疑書提出締切日の翌営業日中に、契約課執務室において閲覧に供するとともに契約課ホームページに掲載します。

## ○ 同等品での見積りについて

案件によっては、仕様を満たす品として例示品を挙げる場合があります。この場合、同等（以上）の品で見積るときは、カタログ等仕様の分かる書類等を添え、指定の同等品承認願出書を調達依頼課に提出し承認を受けてください。

なお、承認を受けていない同等品での見積りは無効とします。

## ○ 見積り方法について

- ・ 競争見積に参加する場合は、指定の見積書様式を使用し、案件ごとに定める期間内に契約課にご提出ください。

### 【提出方法】

FAX又は持参 **※郵送では受け付けできません。**

### 【見積書提出先】

高知市総務部契約課 物品・業務委託契約担当

TEL：088-823-9414 FAX：088-823-9496

- ・ 見積書に記載する金額は、契約希望価格（消費税及び地方消費税を含む）を記入することとし、免税事業者で消費税及び地方消費税を徴収しない者は、その旨を見積書に明記してください。
- ・ FAXにより見積書を提出した場合は、電話等により到達確認を行ってください。
- ・ 提出した見積書は、書換え、引換え又は撤回をすることができませんのでご注意ください。

## ○ 見積書の無効について

次のいずれかに該当する見積書は無効としますのでご注意ください。

- 参加資格要件を満たさない者が提出した見積書
- 所定様式を使用していない見積書
- 見積者の記名を欠く見積書
- 金額（契約希望価格）を訂正した見積書
- 誤字脱字等により、意思表示が不明瞭である見積書
- 同一の案件において、同一人がした2以上の見積書
- 明らかに錯誤により提出されたと認められる見積書
- 不正行為による見積書
- その他オープンカウンター方式による競争見積に関する条件に違反した見積書

### ○ 相手方の決定について

- ・ 有効な見積書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積りした者を契約の相手方として決定します。ただし、見積額が著しく低額であり、適正な履行が見込めないと判断する場合はこの限りではありません。
- ・ 決定から契約を締結するまでの間に決定者が本市から指名停止又は指名回避の措置を受けたときは決定を取り消す場合があります。
- ・ 契約の相手方を決定後、当該決定を取り消したときは、次順位者を決定者とします。
- ・ 契約の相手方となるべき同価格の見積を行った者が2人以上あるときは、くじ引きで決定します。くじ引きの日程は電話等で速やかに通知しますが、参加することができない場合には、当該契約事務に関係のない本市職員が代理抽選を行います。

### ○ 競争見積結果の公表について

競争見積の結果については、契約相手方が決定し次第、速やかに契約課執務室において閲覧に供するとともに契約課ホームページに掲載します。また、契約締結後、契約課執務室において、見積経過表を公開します。

### ○ 契約書等の作成について

高知市契約規則に基づき、契約金額に応じ、指定の契約書の作成又は指定の請書を徴することとします。

### ○ その他

- ・ 見積書作成に要した費用等は、参加者の負担とします。
- ・ 都合により、調達を中止する場合があります。

### ○ オープンカウンター方式の実施に関するお問合せ先

高知市総務部契約課 物品・業務委託契約担当

〒780-8571

高知市本町五丁目1番45号

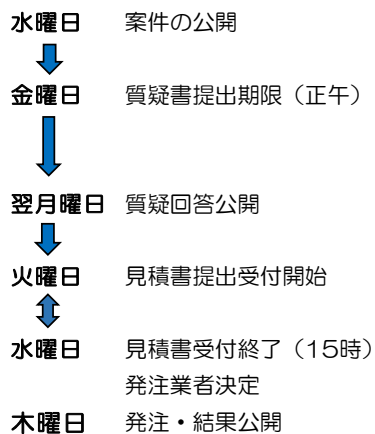
TEL : 088-823-9414 FAX : 088-823-9496

メールアドレス kc-050500@city.kochi.lg.jp

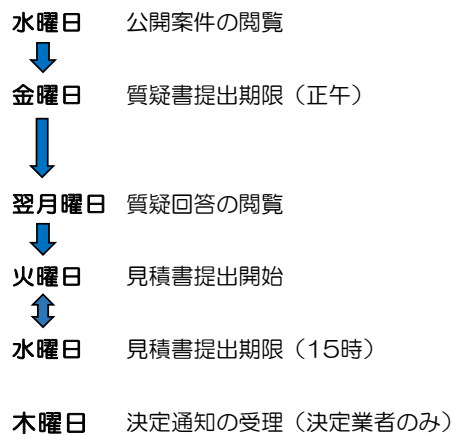
【オープンカウンター方式 イメージ】

【用紙及び紙工品及び印刷・製本】

《契約課／発注課》



《参加業者》



【オープンカウンター方式 イメージ】

【用紙及び紙工品及び印刷・製本以外の物品】

○同等品承認を行わない場合



○同等品承認を行う場合

